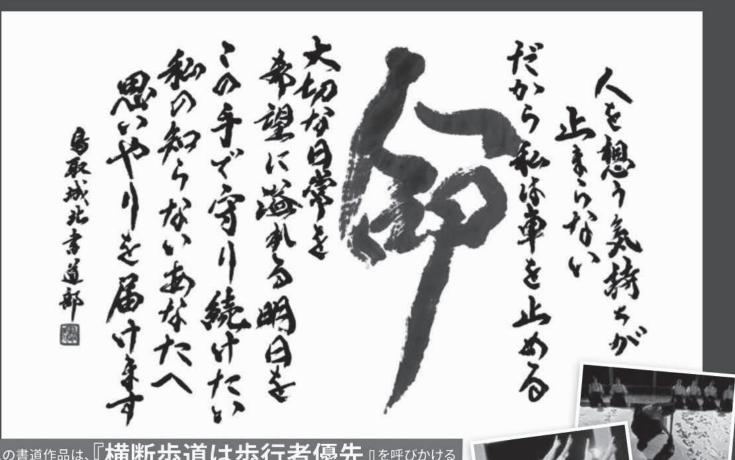
《令和5年12月11日~



鳥取城北高校書道部から寄贈いただいたものです。

ーガン] ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離



歩行者保護の徹底と 夕暮れ時・夜間の交通事故防止 飲酒運転の 根絶

自転車等の 安全利用の推進

令和5年12月15日(金)交通安全にみんなで参加する日

(一財) 鳥取県交通安全協会

令和5年年末の交通安全県民運動 鳥取県実施要綱



目的

この時期は、一年を通じて最も日没が早いことに加え、降雪等による道路環境の悪化による交通事故や、飲酒する機会が増えることで飲酒運転による交通事故の発生が懸念される。悲惨な交通事故を起こさないために、県民一人一人に交通ルールの遵守と交通マナーの実践を呼びかけ、交通事故防止を図る。

重点

- ・歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶
- 自転車等の安全利用の推進

期間

令和5年12月11日(月)~ 12月20日(水)

交诵安全日

令和5年12月15日(金)

「交通安全にみんなで参加する日」 及び 「交通マナーアップ強化日」

スローガン

ゆとり持つ 時間に気持ちに 車間距離

歩行者保護の徹底と夕暮れ時・夜間の交通事故防止



歩行者・自転車等利用者は

- 夕暮れ時から夜間は「車から見えにくい」ことを認識し、外出時は明るい色の服装を心がけ、反射材用品の活用やライトを携行するなど、自己の存在を目立たせましょう。
- 道路を横断しようとするときは、横断歩道を利用し、止まって、見て、手を上げるなど横断する意志を表示して、車が確実に停止するのを確認して渡り始めましょう。横断する際も、左右の安全を確認しながら横断しましょう。

運転者は

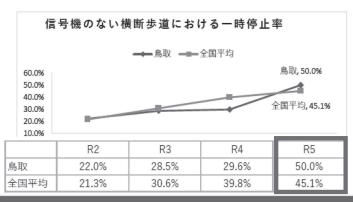
- 横断歩道の手前では、歩行者等がいないことが明らかな場合を除き、停止可能な速度まで減速し、横断しようとする歩行者等がいる場合は、停止して横断者を横断させましょう。
- 運転者は夕暮れ時の前照灯の早期点灯と、夜間走行時の適切なハイビームの使用により歩行者や自転車利用者等の早期発見による交通事故防止を図りましょう。
- 夜間は速度感が鈍り速度超過になりやすいため、昼間より速度を落とし、周囲に気を配った安全運転に努めましょう。

家庭・地域・学校等では

- 通勤・通学時間帯における街頭指導を通じて、反射材用品等の着用や自転車の早期前照灯点灯を呼びかけ、それらの徹底と習慣化を図りましょう。
- 児童・生徒に対し、地域の交通安全ボランティアや学校関係者等と連携し、横断歩道を渡ること、信号に従う等の基本的な交通ルールを守ることをはじめ、学校周辺や通学路での交通安全指導や見守り活動等を推進しましょう。
- 家庭では、こどもが普段通行する道路等の危険箇所を確認し、特に注意して通行するよう話し合いましょう。

職場では

- 夕暮れ時から夜間における視認性の低下や帰宅時間帯の交通量増加の実態を把握し、 前照灯の早期点灯・ハイビームの適切な活用について指導しましょう。
- 従業員に対し、歩行者の近くを走行するときは、スピードを落とす、ゆとりを持った 距離をとるなど、思いやりのある運転を指導しましょう。



横断歩道は歩行者優先です。

鳥取県の信号機のない横断歩道における 一時停止率は全国平均45.1%を上回って はいるものの半分の50.0%です。交通 ルールを守って停止率100%を目指しま しょう!

2023年JAF調査結果より



2 飲酒運転の根絶

運転者(自転車利用者を含む)その周りの人は

- 飲酒運転の危険性・悪質性を認識し、 飲酒運転は絶対にやめてください。
- 運転する人に飲酒を勧めたり、飲酒運転の車に同乗すること、飲酒した人に車を貸すことも、飲酒運転と同様にすべて犯罪です。絶対にやめてください。
- 飲酒を伴う会合等には車や自転車で出かけず、公共交通機関等を利用しましょう。やむを得ず車を使用する場合は、自動車運転代行の利用や「ハンドルキーパー運動」 を実践しましょう。

地域・家庭では

- 町内会・地域の行事や各種広報媒体(掲示板や回覧板、有線放送等)を活用し、飲酒運転 の危険性、違法性、責任の重大性等について積極的な広報啓発に努めましょう。
- 家庭では、身近な人が飲酒運転による交通事故の当事者や被害者とならないように、飲酒運転によって失う代償の大きさ、命の大切さ等について話し合いましょう。

飲食店等では

- ・店内に飲酒運転根絶を訴えるチラシやポスター等を掲出し、客に対する注意喚起に努め、 『ハンドルキーパー運動』を推進しましょう。
- タクシーや運転代行等の利用を働き掛け、飲酒した人に運転させないよう徹底してください。

令和5年 12月から 安全運転管理者による

アルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されました

令和4年 4月1日 施行

☑ 重転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有 無を確認すること

50

1 車道が原則、左側を通行

3 夜間はライトを点灯

4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用

歩道は例外、歩行者を優先

自転車安全利用五則

2 交差点では信号と一時停止を守って、安全運転

50

▼ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和5年 NEW~12月1日 施行

✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと

✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること

※対象:乗車定員が11人以上の自家用自動車1台以上を保有する事業所・自家用自動車5台以上を保有する事業所

自転車等の安全利用の推進

自転車利用者は

- 自転車安全利用五則を守りましょう。
- イヤホン等の使用や、スマートフォン等を操作しな がら運転する『ながら運転』は絶対にやめましょう。
- 早めのライト点灯を心がけ、自転車の側面等に反射
- 材用品等を取り付けるなどして、自転車の被視認性の向上を図りましょう。
- ・降雪時や道路凍結時は、転倒や事故の危険性が増えるため、徒歩や公共交通機関を利用す るなど安全な交通行動をとりましょう。

関係機関・地域・学校では

- 日常の生活指導等で交通事故に関する話題に触れ、自転車は車両であることを認識し、交 差点での信号遵守や一時停止義務等、交通ルール遵守の重要性を繰り返し伝え、交通事故 に遭わないための交通行動を身につけさせましょう。
- 全ての白転車利用者に乗車用ヘルメット着用が定着するよう、関係機関・学校・警察等が連 携して、さらなる広報啓発に努めましょう。
- 関係機関は、令和5年7月1日道路交通法一部改正により施行された「特定小型原動機付 自転車(電動キックボード等)」に係る交通ルールの周知と遵守のため、広報啓発を行いま しょう。
- 特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)利用者も、交通事故による被害を軽減する ためヘルメットを着用しましょう。

交通対策協議会では

交通安全教育機器「SAFETYドライブチェッカー」の貸出事業を行っています

交通安全対策に寄与する事業・活動及び調査研究を行っている団体様へ貸し出します ・公民館イベント等の体験ブースとして・・

・地域の交通安全講習の一環として・・・

SAFETYドライブチェッカーは

- ■アクセル・ブレーキの踏みかえチェック
- ■夜間の視認性体験シミュレーション
 - が、体験できます

対象団体

- (1)市町村及び市町村の交通安全対策団体
- (2)鳥取県警察(関係機関含む)
- (3)鳥取県交通安全協会及び地区協会
- (4) その他(1) から(3) までの団体から推薦を 受けた団体



■問い合わせ先■

(一財) 鳥取県交通安全協会